

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部を
改正することについて

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成22年
4月2日決議）の一部を次のように改正する。

本則第5号中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改
める。

付 則

この決議は、令和8年9月24日から実施する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地方自治法を引用する決議の規定中に条ずれが生じることから、当該決議の整理を行うものとする。